二十　海上保安庁		
(1)～(4)　（略）	（略）	（略）
(5)　巡視艇又は特殊警備救難艇で全長二十メートル未満のもの（特殊警備救難艇にあっては、人事院の定めるものに限る。）に乗り組む職員	三	
(6)・(7)　（略）		
(8)　（略）	（略）	（略）
二十一・二十二　（略）		

別表第二　調整基本額表（第一条第四項第一号関係）

（略）

別表第三　調整基本額表（第一条第四項第二号関係）

イ　行政職俸給表(一)

職務の級	調整基本額
1　級	5,600円
2　級	6,500円
3　級	7,700円
4　級	8,200円
5　級	8,700円
6　級	9,500円
7　級	10,700円
8　級	11,700円
9　級	13,200円
10　級	15,600円

ロ　行政職俸給表(二)

職務の級	調整基本額
1　級	5,800円
2　級	6,100円
3　級	6,700円

二十　海上保安庁		
(1)～(4)　（略）	（略）	（略）
(5)　巡視艇又は特殊警備救難艇で全長二十メートル未満のもの（特殊警備救難艇にあつては、人事院の定めるものに限る。）に乗り組む職員	三	
(6)・(7)　（略）		
(8)　（略）	（略）	（略）
二十一・二十二　（略）		

別表第二　調整基本額表（第一条関係）

（略）

（新設）